

1 計画の見直しの経緯

本市では、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）（※1）の防止及び被害者の支援を図ることを目的として、平成22年（2010年）5月に「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（計画期間：平成22年度（2010年度）～平成32年度（2020年度）、以下「DV防止計画」という。）を策定し、この計画に基づき諸施策を推進してきました。

DV防止計画では、計画策定後の社会情勢の変化や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）の改正等を踏まえ、計画期間の中間年である平成27年度（2015年度）に見直しを行うこととしており、このたび見直しを行うものです。

2 計画の見直しに当たっての考慮事項

(1) 社会情勢の変化に伴う課題への対応

全国的にもDV相談は一貫して増加しており、それとともに、様々な課題が顕在化しています。中でも、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力や、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）を原因とした凶悪事件の発生が深刻な社会問題になっており、特に若年層におけるデートDVについては、早急な対応が必要となっています。

また、加害者から避難している被害者の住所が加害者に知れたことが凶悪事件の一因となったケースもあり、被害者の情報保護の徹底が求められています。

(2) 国の動向等への的確な対応

DV防止計画の策定以降、国において、DV防止法の適用対象を拡大する法改正を行うなど、DV防止の制度及び施策は充実してきました。

平成26年（2014年）1月施行のDV防止法の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力に準じて、法の適用対象となりました。

そして、平成26年（2014年）10月に一部改正された国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）においても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について基本方針の内容を準用するとともに、基本方針の見直しに合わせて、市町村の基本計画を見直すことが必要であるとされました。

また、デートDV対策として、国において地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育関係者の理解を促進するための周知に努めることとしています。

さらに、被害者が経済的に安定した生活を営むためには、被害者一人一人の状況に応じたきめ細やかな就業支援を行うことが極めて重要であり、配偶者暴力相談支援センターにおいて、公共職業安定所、職業訓練施設、母子家庭等就業・自立支援センターと連携して、事案に応じた支援が適切に行われるよう、国において関係機関に対する周知に努めることとしています。

また、広島県においては、平成23年度（2011年度）に策定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」の5年間の計画期間が終了することに伴い、これまでの取組や課題を整理して、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間の基本計画（第3次）を策定することとしています。

(3) 本市のDV対策の現状と課題への対応

本市では、平成21年（2009年）12月に開設した広島市配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談センター」という。）を中心に、DV防止計画に基づいて諸施策を推進してきました。本市における相談件数は、DV防止計画策定前の平成21年度（2009年度）の899件から、平成26年度（2014年度）には980件に増加しています。そして、DV防止法の適用対象外となっているデートDVに関する若年層からの相談も増えてきています。

また、被害者が安心して社会生活を営むための支援に関して、当面の課題である住居の確保、生活保護などの支援については、関係機関との連携がある程度進み、円滑に行われていますが、その先の就業に向けた支援については、DV相談センターと関係機関との連携がまだ十分にできていない状況にあります。

さらに、DV世帯の状況も、被害者が障害者や高齢者である、加害者がアルコール疾患や認知症である、世帯内に介護が必要な高齢者がいる、子どもが自閉症や不登校であるなど、多様化しており、支援に当たっては、多角的な視点と関係機関との一層の連携強化が必要となってきています。

このため、被害者にとって更に利用しやすく効果的な支援となるよう、連携する関係機関が被害者の状況や支援制度等の情報を共有し、被害者の目線に立った切れ目のない支援を行うとともに、支援制度等の充実を図る必要があります。

このほか、DV相談センターで行う相談の中で、DVと関連するストーカー行為の事案についても、警察や県婦人相談所と連携して、被害者の安全確保をしていく必要があります。

3 計画の体系の見直し

「2 計画見直しに当たっての考慮事項」を踏まえ、次のとおり計画の体系を見直します。

(1) ワンストップサービスの推進

「ワンストップサービスの推進」は、DV防止計画の基本目標4「被害者の自立支援の充実」の中の「3 経済的支援等の生活支援」に位置付けられていますが、被害者の負担軽減を図るためには、経済的支援等の生活支援のみならず、相談から自立に至るまで、全てのDV対策関係機関が連携して、一連の支援を円滑に行っていく必要があります。

このため、「ワンストップサービスの推進」を基本目標4から基本目標5「関係機関との連携の強化」に位置付け、具体的施策の表題を「(2) 円滑な支援の推進」とします。

(2) 苦情処理体制の確立

「苦情処理体制の確立」は、DV相談センターの設置以降、対応事例が蓄積され、適切に運用されていることから、今後は、適宜、被害者から意見を聴き、それを基に支援制度等の充実を図ることとし、基本施策及び具体的施策の表題を「3 支援制度等の充実 (1) 被害者からの意見聴取」とします。

見直し前	見直し後
<p>基本目標4 被害者の自立支援の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅確保に向けた支援 2 就業に向けた支援 3 経済的支援等の生活支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経済的支援 (2) 医療・年金に関する支援 (3) その他の生活支援 <u>(4) ワンストップサービス化の推進</u> (見直し後 基本目標5-1-(2)) (5) 各種福祉制度の活用の推進 (6) 市民による被害者支援活動の推進 <p>基本目標5 関係機関の連携の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DV対策関係機関の連携強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充 (医療関係者、公共職業安定所など) 2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化 <u>3 苦情処理体制の確立</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 迅速かつ適切な処理</u> (2) 関係機関の情報の共有化 	<p>基本目標4 被害者の自立支援の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅確保に向けた支援 2 就業に向けた支援 3 経済的支援等の生活支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経済的支援 (2) 医療・年金に関する支援 (3) その他の生活支援 (4) 各種福祉制度の活用の推進 (5) 市民による被害者支援活動の推進 <p>基本目標5 関係機関の連携の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DV対策関係機関の連携強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充 (医療関係者、公共職業安定所など) <u>(2) 円滑な支援の推進</u> (見直し前 基本目標4-3-(4)) 2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化 <u>3 支援制度等の充実</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 被害者からの意見聴取</u> (2) 関係機関の情報の共有化

4 重点的に取り組む項目

「2 計画の見直しに当たっての考慮事項」を踏まえ、次の項目について重点的に取り組みます。

(1) 若年層におけるデートDVの防止

交際相手からの暴力が社会問題となり、DV防止法が改正されましたが、デートDVは法の適用対象外のままであること、さらに将来のDVにつながりやすいという側面もあり、DV防止の観点からも早急な対応が必要であることから、これまで啓発が十分に行われていない若年層のデートDVの防止について、重点的に取り組みます。

(2) 就業支援の充実

被害者が経済的に安定した生活を営むためには、就労することが前提となることから、マザーズハローワーク等の関係機関と連携を密にして、就業支援を充実させます。

(3) 関係機関との連携強化

被害者の負担の軽減を図るとともに、世帯の状況に応じ、相談から自立に至るまで、切れ目のない支援を行い、効果的な支援策を実施するために関係機関との連携を強化します。

(4) 支援制度等の充実に向けた被害者からの意見聴取

被害者から意見を聴き、それを基に、関係機関とともに支援制度等の充実を図ります。

※1 配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）

- ◆ この計画の「配偶者」とは、DV防止法の適用対象と同義としており、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活の本拠を共にする交際相手を含みます。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）や、生活の本拠を共にする関係を解消後に引き続き暴力を受ける場合も含みます。
- ◆ この計画では、「配偶者」に加えて、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）も、配偶者等からの暴力（DV）として定義します。
- ◆ この計画の「暴力」とは、DV防止法の定義と同義としており、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力など）を指します。
- ◆ こうしたことから、計画の名称を、「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」に変更します。